



平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会社名　日本ゼオン株式会社
代表者名　取締役社長　古河 直純
(コード番号 4205 東証 1 部)
問合せ先　取締役常務執行役員　南 忠幸
(TEL. (03)3216-1412)

当社株券等の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 83 回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)に定義されるものをいいます。)の一つとして、当社株券等の大量買付行為に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入し、今日に至っております。

今般、本対応方針の有効期間が平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結時までとされておりますことを受け、本日開催の取締役会において、本対応方針を下記Ⅲ. のとおり一部改定のうえ継続することを決定し、あわせて本対応方針の継続に関する議案を本定時株主総会に提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本対応方針の継続は、当社取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針の継続に賛成しております。

なお、本対応方針の継続にあたり、株券電子化等の関係法令の整備・変更に伴う所要の修正、その他文言の整理等を行いましたが、基本的内容についての実質的な変更はありません。

また、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等(以下総称して「法令等」といいます。)に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に

継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものといたします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「優れた製品やサービス」を継々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、並びにユーザ一密着型の製品開発及び市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR(Corporate Social Responsibility)を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることになります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様に買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念と

して、大地(ギリシャ語で「ゼオ」)と永遠(ギリシャ語で「エオン」)からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術である GPB 法及び GPI 法その他の独自技術により、原油生成物であるC4留分及びC5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社はエラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針に、海外新生産拠点の構築と重点3事業分野(情報用部材・エナジー用部材・メディカルデバイス)での新製品開発へのリソース積極投入による研究開発の加速、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、新規探索開発活動の強化といった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献する製品・サービスの提供に努めています。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠であり、当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めています。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発及び市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR(Corporate Social Responsibility)を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、CSRの取り組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度CSRへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を制定しました。また、平成23年1月からは、社長を議長とした『CSR会議』を最高機関とする新たなCSR推進体制をスタートさせ、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者(いわゆるステークホルダー)の信頼の維持・確保に努めています。

当社は、中期経営計画の策定及び実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、また、下記Ⅲ. の本対応方針とともに、基本方針の実現にも資するものと考えて

おります。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針継続の目的

本対応方針は、上記 I. に記載の基本方針に沿って、当社の株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続導入されるものです。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本対応方針を継続することを決定いたしました。

なお、現時点において、当社株券等について具体的な大量買付行為の兆候があるとの認識はございません。また、平成 23 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 1 のとおりであります。

本対応方針の概略図につきましては、別紙 2 をご参照ください。

2. 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の継続に当たっても、大量買付行為に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した組織として引き続き特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は 3 名以上 5 名以内とし、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は取締役若しくは執行役として実績・経験を有する社外にある者の中から選任されるものとします。なお、本定時株主総会の後に最初に開催される取締役会にて選任される予定の特別委員会の委員の氏名及び略歴は別紙 3 のとおりです。

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で当社の経営陣及び特別委員会から独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ること等ができるものとし、また、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めるものとします。

特別委員会規程の概要につきましては、別紙 4 をご参照ください。

3. 本対応方針の対象となる当社株券等の買付等

本対応方針は、次の①又は②に該当する行為又はこれに類似する行為(いざれについても当社取締役会が予め同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下「大量買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大量買付行為を行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)には、予め本対応方針に定められる「大量買付ルール」に従っていただくこととします。

- ①当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

4. 大量買付ルールの概要

当社が設定する大量買付ルールとは、①事前に大量買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始する、というものです。その概要は以下の(1)から(6)のとおりです。

なお、当社は、大量買付者が現れた事実、大量買付者から意向表明書が提出された事実、当社取締役会が大量買付者に対して情報提供等を要求した事実、大量買付者から当社取締役会に対して情報提供等が行われた事実、取締役会評価期間又は株主検討期間が開始した事実、当社取締役会が大量買付者に協議・交渉等を求めた事実及び大量買付情報の概要その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、株主及び投資家の皆様に対する情報開示を適時適切に行います。

(1) 大量買付者による当社に対する意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為又は大量買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により日本語で当社取締役会に提出していただきます。

① 大量買付者の概要

- (a)氏名又は名称及び住所又は所在地
- (b)設立準拠法

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (c)代表者の氏名
 - (d)国内連絡先
 - (e)会社等の目的及び事業の内容
- ②大量買付者が提案する大量買付行為の概要(大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大量買付行為の目的の概要を含みます。)
- ③本対応方針に定められた大量買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大量買付者による当社に対する情報提供

当社取締役会は、上記(1)①から③までの全てが記載された意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、大量買付者に対して、大量買付行為に関する情報(以下「大量買付情報」といいます。)として当社取締役会への提出を求める事項について記載したリストを交付し、大量買付者には、当該リストに従い、大量買付情報を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。提出を求める大量買付情報の項目は以下のとおりです。

- ①大量買付者及びそのグループ(主要な株主または出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大量買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません。)その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大量買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的な内容)、方法及び内容(大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為及び関連する取引の実現可能性、大量買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。)
- ③大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等⁸を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ④大量買付行為に係る買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- ⑤大量買付行為の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません。)を含みます。)の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件、資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的な取引の内容を含みます。)

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 26 第1項に定義されます。

- ⑥大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(大量買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)
- ⑦大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの人材、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧大量買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可などの取得の蓋然性
- ⑨大量買付行為完了後における当社及び当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑩反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問いません。)及びこれらに対する対処方針
- ⑪その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、必要に応じて特別委員会への意見照会を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会が大量買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨の通知書面を大量買付者に発送するとともに、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大量買付情報の受領後の適切な時期に、大量買付情報のうち当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。但し、当社取締役会は、かかる判断及び決定にあたって、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

なお、大量買付ルールに基づく大量買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

(3) 当社取締役会による大量買付情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し大量買付情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は 60 日間、その他の大量買付行為の場合は 90 日間(いずれも当社取締役会が大量買付者が当社取締役会に対して大量買付情報の提供を完了したと判断した旨を当社が情報開示した日から起算され、初日不算入とします。)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、大量買付者は、取締役会評価期間終了後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立した第三者である専門家(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された大量買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめるものといたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行うに至らない場合(特別委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動等に関する勧告を行うに至らない場合を含みます。)、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重のうえ、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

(4) 特別委員会への諮問及び勧告手続

当社取締役会は、大量買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動の決定に先立ち、その判断の当否について特別委員会に諮問を行います。特別委員会は当該諮問事項について中立的な立場から慎重に評価・検討し、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行うものとします。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の勧告及びその勧告の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、特別委員会は、一旦対抗措置の発動若しくは不発動又は株主意思確認総会招集の勧告をした後でも、大量買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となつた事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他当初の勧告と異なる内容の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、特別委員会の再勧告及びその再勧告の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

① 対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、大量買付行為が以下に定める要件のいずれかに該当し、かつ、当該大量買付行為に対する対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨の勧告を行います。

- (a) 大量買付ルールに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合
- (b) 真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社関係者に対して高値で買取りを要求することを目的とした大量買付行為である場合
- (c) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、

企業秘密情報、主要取引先等を大量買付者やそのグループ会社等に廉価に移譲させる等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うことを目的とした大量買付行為である場合

- (d)当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することを予定した大量買付行為である場合
- (e)当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜けることを目的とした大量買付行為である場合
- (f)強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合
- (g)当社取締役会に、当該大量買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大量買付行為である場合
- (h)当社株主に対して、大量買付情報その他大量買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大量買付行為である場合
- (i)大量買付行為の条件(対価の価額・種類、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の実現可能性、大量買付行為の後の経営方針又は事業計画等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大量買付行為である場合
- (j)当社の企業価値の源泉である、「独創的技術」その他の有形無形の経営資源(当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な人材・取引先との間で構築される信頼関係ないし良好な関係を含みます。)を破壊し、その結果として、中長期的な観点から当社の株主共同の利益に反するおそれが大きい大量買付行為である場合
- (k)大量買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合

また、特別委員会は、対抗措置の発動を勧告するには至らないものの、上記(a)から(k)に該当するおそれがあるなど、大量買付行為が当社の株主共同の利益に回復しがたい損害をもたらすと疑われることその他合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告します。

②対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、大量買付行為が上記①の(a)から(k)のいずれにも該当しない又は該当しても対抗措置を発動することが相当ではなく、かつ、株主意思確認総会を開催することを相当とする事情もないと判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

(5) 株主意思確認総会の開催

特別委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合、当社取締役会は、対抗措置を発動しないことが取締役としての善管注意義務等に照らして相当であると主張立証しうる場合を除き、株主の皆様に対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長 60 日間(当社取締役会が株主意思確認総会の開催及び基準日の決定を決議した日から起算され、初日不算入とします。)の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総会を開催することとします。また、特別委員会が対抗措置の発動を勧告した場合であっても、当社取締役会は、大量買付行為の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断した場合には、同様の手続により株主意思確認総会を開催することができるものとします。

それらの場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主意思確認総会の招集手続を速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、直ちに株主検討期間が開始されるものとし(取締役会評価期間は当該開始日をもって終了します。)、大量買付者は、当該株主検討期間終了後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

当該株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大量買付情報の概要、大量買付行為に対する当社取締役会の意見及び特別委員会の勧告の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。また、当該株主意思確認総会の結果についても、その決議後速やかに開示するものといたします。

(6) 当社取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会による対抗措置の発動又は不発動(対抗措置の中止を含みます。)に関する勧告を最大限尊重して、又は、株主意思確認総会の決議がなされた場合にはこれに従って、対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

5. 対抗措置の具体的な内容

本対応方針に基づく対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で

当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。なお、当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の概要は別紙5に記載のとおりです。

6. 本対応方針の有効期間、継続及び廃止

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとし、その継続については、上記定時株主総会において株主の皆様に議案としてお諮りすることとします。株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期間は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了時までとし、以後も同様とします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本対応方針に関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、特別委員会の賛同意見を得た上で、本対応方針を修正又は変更する場合があります。

7. 本対応方針が株主の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針の継続時に株主の皆様に与える影響

本対応方針の継続時点においては、対抗措置は実施されませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置として新株予約権の無償割当てが実施された場合に株主の皆様に与える影響

当社取締役会において、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)を行った場合には、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に金銭の払込み、その他後述する本新株予約権の行使の手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

但し、当社は、非適格者(別紙5「新株予約権の概要」7.において定義される者をいい、以下同じとします。)以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社が係る取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することになり、保有する当社株式1株当たりの株式の価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体

の経済的な価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記4. (4)に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降その行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値及び議決権の希釈化も生じないことになるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値及び議決権の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続は、以下のとおりです。

当社取締役会において本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議にて割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割当てられます。対象となる株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に本新株予約権に係る新株予約権者となりますので、申込の手続等は不要です。

当社は、割当期日における最終の株主名簿又に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が非適格者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株の当社普通株式が発行されることになります。

但し、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができると定めた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 株の当社普通株式を受領することになります。そのため、この場合、本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしませんが、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、その他本新株予約権の取得に関する事項について定められる場合には、当社は、係る定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知い

たしますので、当該内容をご確認下さい

IV. 本対応方針に対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

2. 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、上記Ⅲ. 1. 「本対応方針継続の目的」に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様の承認が得られることを条件にその継続の効力が発生するものとすることで、その継続につ

いての株主の皆様のご意向を反映させます。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記III. 4. (3)に記載のとおり、当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家(フィンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客觀性及び合理性が担保されることになります。

(5) 特別委員会の設置

当社は、上記III. 2. に記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置しており、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上

(別紙1)

当社の大株主の状況(平成 23 年 3 年 31 日現在)

株 主 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
横浜ゴム株式会社	16,832	6.95
朝日生命保険相互会社	10,679	4.41
株式会社みずほコーポレート銀行	8,770	3.62
古河電気工業株式会社	8,594	3.55
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,807	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,431	3.06
旭化成ケミカルズ株式会社	6,438	2.65
全国共済農業協同組合連合会	6,050	2.49
株式会社みずほ銀行	4,989	2.06
株式会社損害保険ジャパン	4,689	1.93

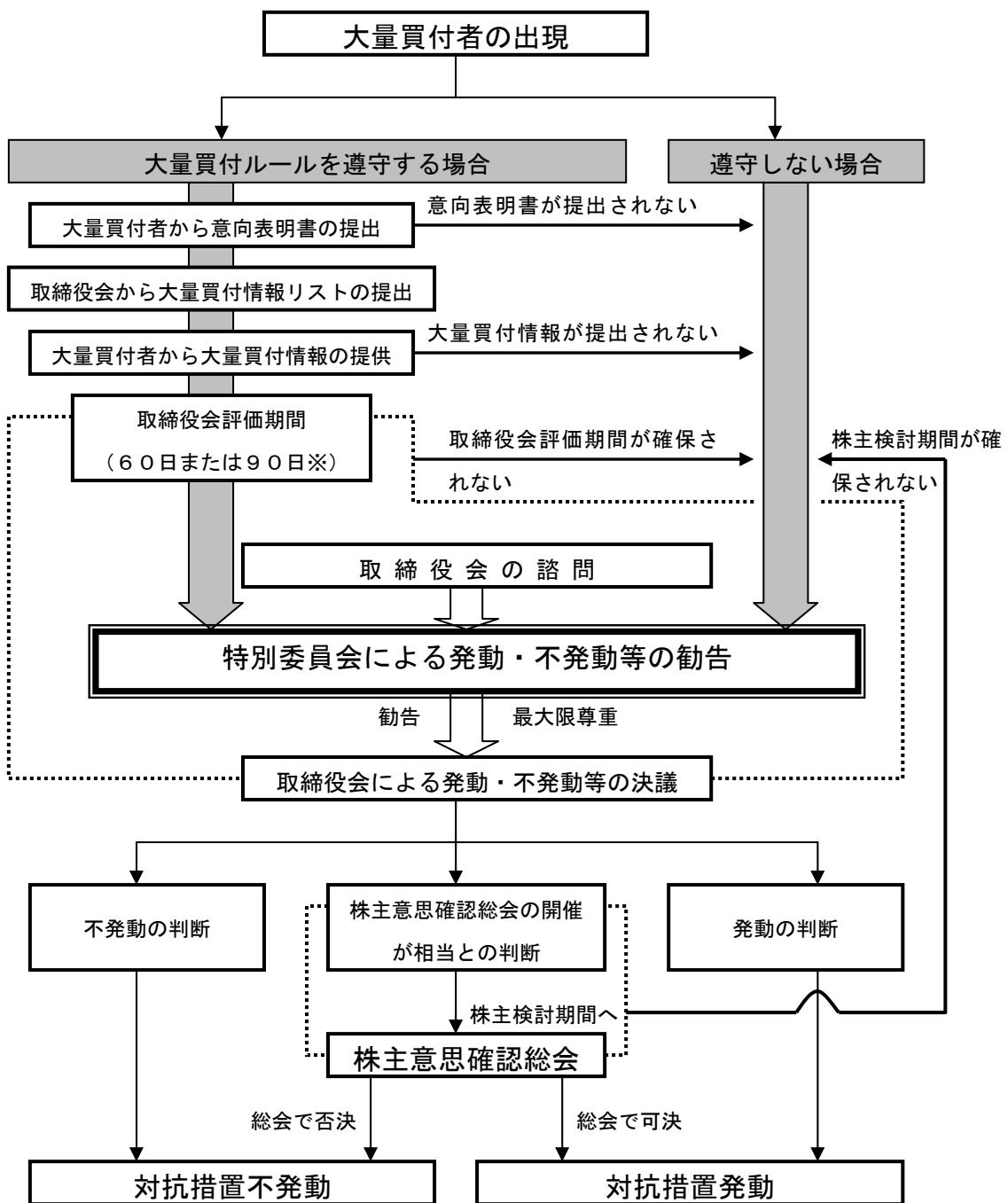
(注)1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

3. 上記のほか、当社が自己株式 10,963 千株を保有しております。

以上

本対応方針の概略図



※ 特別委員会の意見を最大限尊重のうえ、必要な範囲内で最大30日間延長することが可能。

特別委員会委員の略歴

中島 茂(なかじま・しげる)

略歴： 昭和54年 4月 弁護士登録
昭和54年 4月 中島経営法律事務所設立 同代表弁護士
昭和59年10月 弁理士登録
平成 7年 4月 名古屋工業大学非常勤講師
平成 9年 6月 警察庁「情報セキュリティビジョン策定委員会」委員
平成15年 6月 日本証券クリアリング機構監査役

藤田 讓(ふじた・ゆづる)

略歴： 昭和39年 4月 朝日生命保険相互会社入社
平成 4年 7月 同社取締役
平成 8年 4月 同社代表取締役社長
平成13年 6月 当社社外監査役
平成20年 7月 朝日生命保険相互会社代表取締役会長
平成21年 7月 朝日生命保険相互会社最高顧問

森 信博(もり・のぶひろ)

略歴： 昭和42年 4月 株式会社日本勧業銀行入行
平成 7年 6月 株式会社第一勧業銀行取締役
平成 9年 5月 同行常務取締役
平成10年 5月 同行専務取締役
平成11年 4月 同行取締役副頭取
平成14年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取
平成17年 8月 東京リース株式会社執行役員会長
平成20年 6月 日本ハーデス株式会社代表取締役社長
平成23年 6月 当社社外監査役就任予定

(注)当社は、藤田讓氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、森信博氏につきましても、同取引所が定める要件を満たしていることから、独立役員として届け出る予定であります。

特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会委員は、3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は取締役若しくは執行役として実績・経験を有する社外の者でなければならない。
- ・ 特別委員会の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 特別委員会は、取締役会から諮問又は意見照会を受けた事項について決定し、その決定の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告又は意見表明を行う。当社取締役会は、この特別委員会の勧告又は意見表明を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う(但し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主意思確認総会の決議がなされた場合には、当該決議に従う)。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から誠実にこれを行うことを要し、自己又は第三者(当社の経営陣を含む。)の利益を図ることを目的としてはならない。
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、当社の費用で、以下の行為を行うことができる。
 - (1) 当社取締役会及び特別委員会から独立した独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること。
 - (2) 当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に対し、特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求ること。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別利害関係者を除く全ての特別委員会委員が出席(電話会議システムその他の情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法による出席を含む。以下同じとする。)し、その過半数をもって行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権無償割当てに関する当社取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において割当期日における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数以上で当社取締役会が別途定める数と同数とします。当社取締役会は、複数回にわたり本新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

非適格者(①特定大量保有者⁹、②特定大量保有者の共同保有者¹⁰、③特定大量買付者¹¹、④特

⁹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁰ 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者(当社取締役会がこれに該当すると認

定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者¹²のいずれかに該当する者をいい、以下同じとします。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができます。当社が取得を実施した日以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合には、当該本新株予約権につき、当社は係る本新株予約権の取得を行うことができます。

9. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行いたしません。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

めた者を含みます。)をいいます。なお、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。本脚注 11 において同じとします。)の買付け等(同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 11 において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20% 以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。)をいいます。